政令第　　号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第三号及び第四号並びに第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イ中(61)を(78)とし、(53)から(60)までを(70)から(77)までとし、(52)を(67)とし、(67)の次に次のように加える。

(68)　ペンタエチレンヘキサミン

(69)　ミルセン

別表第一第一号イ(51)を同号イ(65)とし、同号イ(65)の次に次のように加える。

(66)　ブテンオリゴマー

別表第一第一号イ(50)を同号イ(64)とし、同号イ(49)中「フタル酸ジウンデシル」の下に「、フタル酸ジトリデ

シル、フタル酸ジノニル」を加え、同号イ(49)を同号イ(63)とし、同号イ中(48)を(62)とし、(47)を(61)とし、(46)を(59)とし、(59)の次に次のように加える。

(60)　ビスフェノールAのジグリシジルエーテル

別表第一第一号イ中(45)を(58)とし、(41)から(44)までを(54)から(57)までとし、(40)を(52)とし、(52)の次に次のように加える。

(53)　ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩溶液

別表第一第一号イ中(39)を(51)とし、(35)から(38)までを(47)から(50)までとし、(34)を(44)とし、(44)の次に次のように加える。

(45)　デシルオキシテトラヒドロチオフェン―一・一―ジオキシド

(46)　デセン

別表第一第一号イ中(33)を(43)とし、(21)から(32)までを(31)から(42)までとし、(20)を(29)とし、(29)の次に次のように加える。

(30)　二・六―ジ―ターシャリブチルフェノール

別表第一第一号イ中(19)を(28)とし、(18)を(27)とし、(16)及び(17)を削り、(15)を(26)とし、(14)を(25)とし、(13)を(20)とし、(20)の次に次のように加える。

(21) コールタール

(22) コールタールピッチ

(23) 一・五・九―シクロドデカトリエン

(24) シクロヘプタン

別表第一第一号イ(12)を同号イ(18)とし、同号イ(18)の次に次のように加える。

(19) クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）

別表第一第一号イ(11)を同号イ(13)とし、同号イ(13)の次に次のように加える。

(14) 塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセント以上かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）

(15) オレイルアミン

(16) オレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物（炭

素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）

(17)　アルファオレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。）

別表第一第一号イ中(10)を(12)とし、(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(8)とし、(8)の次に次のように加える。

(9)　アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）

別表第一第一号イ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　アセトクロール

別表第一第二号イ中(330)を(440)とし、(329)を(438)とし、(438)の次に次のように加える。

(439)　レジン油（蒸留物に限る。）

別表第一第二号イ(328)中「一重量パーセント以上」を削り、同号イ(328)を同号イ(437)とし、同号イ(327)を同号イ(435)とし、同号イ(435)の次に次のように加える。

(436)　燐酸水素ジ―二―エチルヘキシル

別表第一第二号イ中(326)を(434)とし、(325)を(433)とし、(324)を(432)とし、(323)を(430)とし、(430)の次に次のように加える。

(431)　硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(322)を(429)とし、(321)を(428)とし、同号イ(320)中「（遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。）」を削り、同号イ(320)を同号イ(426)とし、同号イ(426)の次に次のように加える。

(427)　ラテックス（安定剤として一重量パーセント以下のアンモニアを含むものに限る。）

別表第一第二号イ中(319)を(425)とし、(318)を(424)とし、(317)を(423)とし、(316)を(421)とし、(421)の次に次のように加える。

(422)　酪酸エチル

別表第一第二号イ(315)中「（遊離脂肪酸が一重量パーセント未満のものに限る。）」を削り、同号イ(315)を同号イ(420)とし、同号イ(314)中「（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）」を削り、同号イ(314)を同号イ(417)とし、同号イ(417)の次に次のように加える。

(418)　やし油脂肪酸

(419)　やし油脂肪酸メチルエステル

別表第一第二号イ中(313)を(416)とし、(312)を(415)とし、同号イ(311)中「（遊離脂肪酸が十二重量パーセント未満のものに限る。）」を削り、同号イ(311)を同号イ(414)とし、同号イ中(310)を(413)とし、(292)から(309)までを(395)から(412)までとし

、(291)を(393)とし、(393)の次に次のように加える。

(394)　メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物

別表第一第二号イ中(290)を(392)とし、(284)から(289)までを(386)から(391)までとし、(283)を(384)とし、(384)の次に次のように加える。

(385)　マンゴー核油

別表第一第二号イ(282)を同号イ(379)とし、同号イ(379)の次に次のように加える。

(380)　ポリブテニルこはく酸イミド

(381)　ポリブテン

(382)　ポリプロピレン（重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。）

(383)　ポリメチレンポリフェニルイソシアナート

別表第一第二号イ中(281)を(378)とし、(277)から(280)までを(374)から(377)までとし、(276)を(372)とし、(372)の次に次のように加える。

(373)　ポリオレフィンアミノエステル塩（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(275)を(371)とし、(274)を(366)とし、(366)の次に次のように加える。

(367) ポリエーテル（分子量が千三百五十以上のもの及びその混合物に限る。）

(368) ポリエチレンポリアミン（ペンタエチレンヘキサミンを除く。）

(369) ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）

(370) ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(273)を(365)とし、(272)を(363)とし、(363)の次に次のように加える。

(364) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ(271)を同号イ(361)とし、同号イ(361)の次に次のように加える。

(362) ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第二号イ中(270)を(360)とし、(264)から(269)までを(354)から(359)までとし、(263)を(352)とし、(352)の次に次のように加

える。

(353) ペテロラタム

別表第一第二号イ中(262)を(351)とし、(249)から(261)までを(338)から(350)までとし、(248)を(336)とし、(336)の次に次のように加える。

(337) プロピオン酸エチル

別表第一第二号イ中(247)を(335)とし、(246)を(334)とし、(245)を(333)とし、(244)を(331)とし、(331)の次に次のように加える。

(332) 分解ガソリン（ベンゼンを含むものに限る。）

別表第一第二号イ中(243)を(330)とし、(240)から(242)までを(327)から(329)までとし、(239)を(323)とし、(323)の次に次のように加える。

(324) フタル酸二―ヒドロキシエトキシエチル

(325) ふつ化けい酸水溶液（濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限る。）

(326) 直鎖不飽和脂肪酸（炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(238)を(322)とし、(237)を(321)とし、(236)を(318)とし、(318)の次に次のように加える。

(319) フタル酸ジトリデシル
(320) フタル酸ジノニル

別表第一第二号イ中(235)を(317)とし、(229)から(234)までを(311)から(316)までとし、(228)を(309)とし、(309)の次に次のように加える。

(310) ビスフェノールFのジグリシジルエーテル

別表第一第二号イ(227)を同号イ(308)とし、同号イ(226)中「(遊離脂肪酸が七重量パーセント未満のものに限る。)」を削り、同号イ(226)を同号イ(307)とし、同号イ(225)中「(遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。)」を削り、同号イ(225)を同号イ(306)とし、同号イ中(224)を(305)とし、(223)を(304)とし、(222)を(303)とし、同号イ(221)中「(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。)」を削り、同号イ(221)を同号イ(299)とし、同号イ(299)の次に次のように加える。

(300) パーム油脂肪酸(蒸留物に限る。)
(301) パーム油脂肪酸メチルエステル
(302) パーム油の分別物

別表第一第二号イ(220)中「(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。)」を削り、同号イ(220)を同号イ(298)とし、同号イ(219)中「(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。)」を削り、同号イ(219)を同号イ(297)とし、同号イ(218)中「(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。)」を削り、同号イ(218)を同号イ(294)とし、同号イ(294)の次に次のように加える。

(295) パーム核オレイン

(296) パーム核ステアリン

別表第一第二号イ中(217)を(293)とし、(211)から(216)までを(287)から(292)までとし、(210)を(285)とし、(285)の次に次のように加える。

(286) ノルマルアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ(209)を同号イ(283)とし、同号イ(283)の次に次のように加える。

(284) ノニルフェノールポリエトキシラート(重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(208)を(282)とし、(200)から(207)までを(274)から(281)までとし、(199)を(271)とし、(271)の次に次のように加える。

(272) オルトニトロトルエン

(273) パラニトロトルエン

別表第一第二号イ(198)を同号イ(269)とし、同号イ(269)の次に次のように加える。

(270) ニトロエタン及び一―ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が十五重量パーセント以上のものに限る。）

別表第一第二号イ(197)を同号イ(268)とし、同号イ(196)中「（低エルカ酸であつて遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。）」を削り、同号イ(196)を同号イ(266)とし、同号イ(266)の次に次のように加える。

(267) 菜種油脂肪酸メチルエステル

別表第一第二号イ中(195)を(265)とし、(180)から(194)までを(250)から(264)までとし、(179)を削り、(178)を(249)とし、(177)を(248)とし、同号イ(176)中「（遊離脂肪酸が二・五重量パーセント未満のものに限る。）」を削り、同号イ(176)を同号イ(244)とし、同号イ(244)の次に次のように加える。

(245) トール油

(246) トール油脂肪酸（樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。）

(247)　トール油ピッチ

別表第一第二号イ(175)中「(遊離脂肪酸が十重量パーセント未満のものに限る。)」を削り、同号イ(175)を同号イ(243)とし、同号イ中(174)を(242)とし、(173)を(241)とし、(172)を(240)とし、(171)を(238)とし、(238)の次に次のように加える。

(239)　テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物

別表第一第二号イ中(170)を(237)とし、(169)を削り、(168)を(236)とし、(167)を(235)とし、同号イ(166)中「(遊離脂肪酸が〇・五重量パーセント未満のものに限る。)」を削り、同号イ(166)を同号イ(234)とし、同号イ(165)中「(遊離脂肪酸が十五重量パーセント未満のものに限る。)」を削り、同号イ(165)を同号イ(232)とし、同号イ(232)の次に次のように加える。

(233)　タロー脂肪酸

別表第一第二号イ(164)を同号イ(229)とし、同号イ(229)の次に次のように加える。

(230)　石炭酸油

(231)　石油スルホン酸ナトリウム

別表第一第二号イ(163)を同号イ(227)とし、同号イ(227)の次に次のように加える。

(228)　スチレン

別表第一第二号イ中(162)を(226)とし、(148)から(161)までを(212)から(225)までとし、(147)を(208)とし、(208)の次に次のように加える。

(209)　ジフェニルアミン

(210)　ジフェニルアミン及び二・二・四―トリメチルペンテンの反応生成物

(211)　ジフェニルメタンジイソシアナート

別表第一第二号イ中(146)を(207)とし、(145)を(203)とし、(203)の次に次のように加える。

(204)　二・二―ジクロロプロピオン酸

(205)　一・六―ジクロロヘキサン

(206)　ジクロロメタン

別表第一第二号イ中(144)を(202)とし、(143)を(201)とし、(142)を(197)とし、(197)の次に次のように加える。

(198)　二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶液

(199)　二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液（濃度が七十重量パーセント以下のもの

に限る。）

(200)　二・四―ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩溶液

別表第一第二号イ中(141)を(196)とし、(140)を(195)とし、(139)を削り、(138)を(194)とし、(137)を(193)とし、(136)を(192)とし、(135)を(190)とし、(190)の次に次のように加える。

(191)　二・六―ジエチルアニリン

別表第一第二号イ(134)を同号イ(188)とし、同号イ(188)の次に次のように加える。

(189)　ジイソプロピルナフタレン

別表第一第二号イ中(133)を(187)とし、(130)から(132)までを(184)から(186)までとし、(129)を(182)とし、(182)の次に次のように加える。

(183)　硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(128)を(181)とし、(120)から(127)までを(173)から(180)までとし、(119)を(170)とし、(170)の次に次のように加える。

(171)　脂肪酸メチルエステル

(172)　直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ(118)を同号イ(167)とし、同号イ(167)の次に次のように加える。

(168)　脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）

(169)　脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る。）

別表第一第二号イ中(117)を(166)とし、(112)から(116)までを(161)から(165)までとし、(111)を(159)とし、(159)の次に次のように加える。

(160)　シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ(110)を同号イ(157)とし、同号イ(157)の次に次のように加える。

(158)　シアバター

別表第一第二号イ中(109)を(156)とし、(108)を(155)とし、(107)を(154)とし、(106)を(152)とし、(152)の次に次のように加える。

(153)　サフラワー油

別表第一第二号イ中(105)を(151)とし、(99)から(104)までを(145)から(150)までとし、(98)を(142)とし、(142)の次に次のように加える。

(143)　酢酸トリデシル

(144)　酢酸ノルマルオクチル

別表第一第二号イ中(97)を(141)とし、(96)を(140)とし、(95)を(138)とし、(138)の次に次のように加える。

(139)　米ぬか油

別表第一第二号イ(94)を同号イ(136)とし、同号イ(136)の次に次のように加える。

(137)　コールタールナフサソルベント

別表第一第二号イ中(93)を(135)とし、(92)を(134)とし、(91)を(133)とし、(90)を(130)とし、(130)の次に次のように加える。

(131)　グリオキシル酸溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）

(132)　グリセリンモノオレイン酸

別表第一第二号イ中(89)を(129)とし、(85)から(88)までを(125)から(128)までとし、(84)を(123)とし、(123)の次に次のように加える。

(124)　オルトクロロニトロベンゼン

別表第一第二号イ中(83)を(122)とし、(82)を(121)とし、(81)を(120)とし、(80)を(118)とし、(118)の次に次のように加える。

(119)　クレゾールナトリウム塩溶液

別表第一第二号イ(79)中「（遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。）」を削り、同号イ(79)を同号イ(117)とし、同号イ中(78)を(116)とし、(77)を(115)とし、(76)を(114)とし、(75)を(112)とし、(112)の次に次のように加える。

(113)　キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が十重量パーセント以上のものに限る。）

別表第一第二号イ(74)を同号イ(111)とし、同号イ(73)中「六十重量パーセント」を「八重量パーセント」に改め、同号イ(73)を同号イ(109)とし、同号イ(109)の次に次のように加える。

(110)　カシュウナッツシェル油（未精製のものに限る。）

別表第一第二号イ(72)を同号イ(107)とし、同号イ(107)の次に次のように加える。

(108)　カカオ脂

別表第一第二号イ中(71)を(106)とし、(70)を(105)とし、同号イ(69)中「（遊離脂肪酸が三・三重量パーセント未満のものに限る。）」を削り、同号イ(69)を同号イ(104)とし、同号イ中(68)を(103)とし、(67)を(102)とし、(66)を(101)とし、(65)を(98)とし、(98)の次に次のように加える。

(99) 塩化ベンジル

(100) オクタン酸

別表第一第二号イ中(64)を(97)とし、(60)から(63)までを(93)から(96)までとし、(59)を(90)とし、(90)の次に次のように加える。

(91) エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩溶液

(92) エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(58)を(89)とし、(57)を(87)とし、(87)の次に次のように加える。

(88) エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート

別表第一第二号イ中(56)を(86)とし、(55)を(84)とし、(84)の次に次のように加える。

(85) エチレングリコールモノアセタート

別表第一第二号イ中(54)を(83)とし、(53)を(82)とし、(52)を(80)とし、(80)の次に次のように加える。

(81) エチレン及び酢酸ビニルの共重合体

別表第一第二号イ(51)を同号イ(78)とし、同号イ(78)の次に次のように加える。

(79)　エチルペンチルケトン

別表第一第二号イ中(50)を(77)とし、(49)を削り、(48)を(76)とし、(40)から(47)までを(68)から(75)までとし、(39)を(66)とし、(66)の次に次のように加える。

(67)　イリッペ油

別表第一第二号イ中(38)を(65)とし、(35)から(37)までを(62)から(64)までとし、同号イ(34)中「イソプロピルアミン」の下に「及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）」を加え、同号イ(34)を同号イ(61)とし、同号イ中(33)を(60)とし、(32)を(57)とし、(57)の次に次のように加える。

(58)　イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）

(59)　イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物

別表第一第二号イ中(31)を(56)とし、(28)から(30)までを(53)から(55)までとし、同号イ(27)中「十まで」を「四十まで」に改め、同号イ(27)を同号イ(46)とし、同号イ(46)の次に次のように加える。

(47)　アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて、重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）

(48)　アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）

(49)　アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。）

(50)　アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液

(51)　アルキルベンゼンの混合物（トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。）

(52)　アルキルベンゼンの蒸留残留物

別表第一第二号イ(26)を同号イ(44)とし、同号イ(44)の次に次のように加える。

(45)　長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物

別表第一第二号イ(25)を同号イ(41)とし、同号イ(41)の次に次のように加える。

(42)　アルキルジフェニルアミン

(43)　アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第二号イ(24)を同号イ(36)とし、同号イ(36)の次に次のように加える。

(37)　長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）

(38)　長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）

(39)　長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体

(40)　アルキルジチオチアジアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(23)を(35)とし、(22)を(34)とし、同号イ(21)中「十一から」を「九から」に改め、同号イ(21)を同号イ(33)とし、同号イ(20)を同号イ(31)とし、同号イ(31)の次に次のように加える。

(32)　長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ(19)を同号イ(29)とし、同号イ(29)の次に次のように加える。

(30)　長鎖アルキルアリールスルホン酸（アルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ(18)を同号イ(26)とし、同号イ(26)の次に次のように加える。

(27)　長鎖アルカン酸銅塩（炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）

(28)　アルキルアミン燐酸エステル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(17)を(25)とし、(14)から(16)までを(22)から(24)までとし、同号イ(13)中「（遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。）」を削り、同号イ(13)を同号イ(21)とし、同号イ中(12)を(20)とし、(11)を(19)とし、(10)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17)　アジピン酸ジトリデシル

(18)　アセトニトリル（濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第二号イ(9)を同号イ(13)とし、同号イ(13)の次に次のように加える。

(14)　アジピン酸オクチルデシル

(15)　アジピン酸ジイソノニル

別表第一第二号イ(8)を同号イ(10)とし、同号イ(10)の次に次のように加える。

(11)　アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）

(12)　アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものの混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(7)を(9)とし、(2)から(6)までを(4)から(8)までとし、(1)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液

別表第一第二号イに(1)として次のように加える。

(1)　アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第二号イに次のように加える。

(441)　ワックス（パラフィンワックスを除く。）

別表第一第三号イ(4)中「アセトニトリル」の下に「（濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）」を加え、同号イ中(17)を削り、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(12)及び(13)を削り、(11)を(14)とし、(10)を削り、(9)を(13)とし、(8)を(11)とし、(11)の次に次のように加える。

(12)　長鎖アルキルアリールスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第三号イ(7)を同号イ(10)とし、同号イ(6)の次に次のように加える。

(7)　アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液

(8)　N―アミノエチルピペラジン

(9)　二―（二―アミノエトキシ）エタノール

別表第一第三号イ中(18)を削り、(19)を(18)とし、(20)を(19)とし、(21)を(20)とし、(20)の次に次のように加える。

(21)　エチレングリコールモノフェニルエーテル

別表第一第三号イ(22)を次のように改める。

(22)　エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物

別表第一第三号イ中(133)を削り、(132)を(155)とし、(128)から(131)までを(151)から(154)までとし、(127)を(149)とし、(149)の次に次のように加える。

(150)　硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第三号イ中(126)を(148)とし、(125)を(147)とし、(124)を(146)とし、(123)を(141)とし、(141)の次に次のように加える。

(142)　ラテックス（スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。）

(143)　リグニンスルホン酸アンモニウム溶液

(144)　リグニンスルホン酸カルシウム溶液

(145)　リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液

別表第一第三号イ中(122)を(140)とし、(119)から(121)までを(137)から(139)までとし、(118)を(135)とし、(135)の次に次のように加える。

(136)　二―メチル―一・三―プロパンジオール

別表第一第三号イ中(117)を(134)とし、(110)から(116)までを(127)から(133)までとし、(109)を削り、(108)を(126)とし、(107)を(124)とし、(124)の次に次のように加える。

(125)　メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシポリ（オキシアルキレン）の共重合体のナトリウム塩水溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第三号イ(106)中「アルキル基」を「アルケニル基」に改め、同号イ(106)を同号イ(123)とし、同号イ中(105)を(122)とし、(104)を(121)とし、(103)を(119)とし、(119)の次に次のように加える。

(120)　ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水酸化ナトリウムの含有量が三重量パーセント未満のものに限る。）

別表第一第三号イ中(102)を(118)とし、(101)を(117)とし、(100)を(116)とし、(99)を(112)とし、(112)の次に次のように加える。

(113)　ポリアクリル酸溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）

(114)　ポリアクリル酸ナトリウム溶液（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）

(115)　ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第三号イ中(98)を(111)とし、(97)を削り、(96)を(110)とし、(88)から(95)までを(102)から(109)までとし、(87)を削り、(86)を(100)とし、(100)の次に次のように加える。

(101)　ブレーキ液基剤（ポリアルキレングリコール（アルキレングリコールの炭素数が二又は三のものであつて、重合度が二から八までのものに限る。）、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキレングリコールの炭素数が二から十までのものであつて、アルキル基の炭素数が一から四までのものに限る。）及びそれらのほう酸エステルの混合物に限る。）

別表第一第三号イ(85)を同号イ(98)とし、同号イ(98)の次に次のように加える。

(99)　ブチルアルコール

別表第一第三号イ中(84)を(97)とし、(81)から(83)までを(94)から(96)までとし、(80)を削り、(79)を(93)とし、(78)を(92)とし、(77)を(88)とし、(88)の次に次のように加える。

(89) トリメチロールプロパンプロポキシラート
(90) ドデシルベンゼン
(91) ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液

別表第一第三号イ中(76)を(87)とし、(69)から(75)までを(80)から(86)までとし、(68)を(78)とし、(78)の次に次のように加える。

(79) チオ硫酸アンモニウム溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第三号イ中(67)を(77)とし、(62)から(66)までを(72)から(76)までとし、(61)を(70)とし、(70)の次に次のように加える。

(71) 水酸化カルシウム

別表第一第三号イ中(60)を(69)とし、(59)を(68)とし、(58)を(63)とし、(63)の次に次のように加える。

(64) ジエチレングリコールジエチルエーテル
(65) ジエチレングリコールジブチルエーテル
(66) ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩溶液

(67)　一・一―ジクロロエタン

別表第一第三号イ中(57)を(62)とし、(54)から(56)までを(59)から(61)までとし、(53)を削り、(52)を(57)とし、(57)の次に次のように加える。

(58)　硝酸カルシウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第三号イ中(51)を(56)とし、(50)を(55)とし、(49)を(54)とし、(48)を削り、(47)を(52)とし、(52)の次に次のように加える。

(53)　酸素含有脂肪族炭化水素

別表第一第三号イ中(46)を(51)とし、(45)を(50)とし、(44)を(49)とし、(43)を削り、(42)を(48)とし、(41)を(47)とし、(40)を(46)とし、(39)を削り、(38)を(41)とし、(41)の次に次のように加える。

(42)　グリセリンエトキシラート及びグリセリンプロポキシラートの混合物

(43)　グリセリンエトキシラート、グリセリンプロポキシラート、スクロースエトキシラート及びスクロースプロポキシラートの混合物

(44)　グリセリンプロポキシラート

(45)　グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント未満のものに限る。）

別表第一第三号イ中(37)を(40)とし、(28)から(36)までを(31)から(39)までとし、(27)を削り、(26)を(30)とし、(25)を(29)とし、(24)を(28)とし、(23)を(26)とし、(26)の次に次のように加える。

(27)　塩化ベンゼンスルホニル

別表第一第三号イ(22)の次に次のように加える。

(23)　エトキシ化ポリエチレンイミン溶液（濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。）

(24)　塩化カリウム溶液

(25)　塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウムの混合溶液

別表第一の二中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　レシチン

別表第一の二中第六号を第十号とし、第五号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　マルチトール溶液

別表第一の二中第四号を第七号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　ソルビトール溶液

別表第一の二第二号を同表第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　植物性たんぱく質溶液（加水分解したものに限る。）

別表第一の二第一号の次に次の一号を加える。

二　還元でん粉加水分解物

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理　由

国際海事機関における危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則の内容の変更に伴い、海洋環境の保全の見地から有害である物質等としてアセトクロール等を加える等の必要があるからである。